

来場者数	1日／1回	名	・	延べ	名	* 定員:シアター・パーティースタイル、1,128名 展示・物販スタイル、512名（スタッフ含む）
参加対象者	☐ 一般公開 ☐ 事前申込の一般公開 ☐ 関係者のみ ☐ 招待客のみ ☐ その他（ ）					
入場料	☐ 有	¥	【 当日販売 有（¥ ） ・ 無 】			☐ 無
物品販売	☐ 有					☐ 無
飲食	☐ 有	* ケータリング会社名:				☐ 無
臨時電話設置	☐ 有	* 架設工事費が発生します。				☐ 無
インターネット 回線設置	☐ 有	* 工事内容によって架設工事費が発生します。				☐ 無
備考欄						

以下内容を確認し同意の場合、□にチェックをして下さい。(チェックのない場合、利用することはできません。)

- ☐ 大さん橋ホール利用規則の内容を確認し、利用規則に沿って利用いたします。
- ☐ 別紙「◆利用を許可しない場合(港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱第5条)を確認(提出)し、利用いたします。
- ☐ 横浜港大さん橋国際客船ターミナルHPにイベント実績として掲載することに同意いたします。(任意)

年 月 日

署名

以下施設側記入欄

項 目	利 用 料 金 (消費税込)
平日 本番日 @40万円 x 日	円
土日祝 本番日 @50万円 x 日	円
平日 準備日 @20万円 x 日	円
土日祝 準備日 @25万円 x 日	円
	円
	円
	円



※野外劇場利用の際は別途料金が発生します。
※追加・オプション料金は催事終了後に清算となります。
※その他・各種利用料金・利用規則が変更になった場合、
新料金・新ルールを適用します。

横浜港大さん橋国際客船ターミナル指定管理者
一般社団法人 横浜港振興協会
〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1-4
TEL:045-211-2307 FAX:045-211-2309

合 計 金 額 円

◆利用を許可しない場合(港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱第5条)

1 利用を許可しない場合は、次にあげるとおりとします。

■港湾施設の設置の目的に反する場合

(宗教の勧誘・布教又はこれに類する行為を目的とする場合、施設の目的及び用途を妨げる場合 等)

■港湾施設の管理上支障がある場合

(施設の汚損・損壊又は滅失等のおそれがある場合、他の利用に支障が及ぶ場合 等)

■公益を害するおそれがある場合

(善良な風俗を害するおそれがある場合、横浜市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団の利益となる場合 等)

■感染症の予防又は感染の拡大を防止する必要がある場合

■その他市長が必要と認めた場合

(横浜港のイメージを損なう場合、その他上記に準ずる場合 等)

2 市長(指定管理者)は、利用の許可を受けたものが前項のいずれかに該当することが判明した場合、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができます。

以上の内容を確認し同意の場合、□にチェックをして下さい。
(チェックのない場合、利用することはできません。)

☐ 利用を許可しない場合の項目を確認しました。

年 月 日

署名(氏名又は法人等の名称) _____